

## 総合教育会議

- ・ 市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。
- ・ 構成員は、市長及び教育委員会（全ての委員が出席することが基本）であるが、緊急の場合には、市長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能。
- ・ 原則公開で行い、議事録を作成して公表する。

### ■会議における協議・調整事項

- ①大綱の策定
- ②教育・学術・文化の振興のための重点施策
- ③児童生徒等に被害が生じ又は生じるおそれが見込まれる等の緊急の場合に講ずべき措置



※教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議事項とすべきではない。

**調整**：教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、児童福祉、青少年健全育成などの市長の権限に属する事務との調和を図ること。

**協議**：調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの。

### ■協議・調整事項の具体例

- ・ 予算や条例提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項  
 <例：学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策>
- ・ 地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項  
 <例：幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援>
- ・ いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・ 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

(総合教育会議)

**第一条の四** 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。